
プロジェクト IFRS S2 号に相当する基準の開発
項目 産業横断的指標等（内部炭素価格）

I. 本資料の目的

1. サステナビリティ基準委員会（以下「当委員会」という。）は、第 7 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 1 月 18 日開催）において、国際サステナビリティ基準審議会（以下「ISSB」という。）の IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）に相当する基準（日本版 S2 基準）の開発を当委員会の審議テーマとすることを決定した。
2. 本資料は、日本版 S2 基準における**産業横断的指標等（内部炭素価格）**に関する定めについて検討することを目的としている。
3. 産業横断的指標等のうち、報酬については審議事項 A2-1「産業横断的指標等（報酬）」において検討している。また、温室効果ガス排出に関する開示については、別途検討を行っている。気候関連のリスク及び機会並びに投下資本については、今後検討を行う予定である。

II. 事務局による提案の要約

4. 本論点に関する事務局の提案を要約すると、次のとおりである（後述の第 32 項参照）。

日本版 S2 基準において、産業横断的指標等の 1 つとして内部炭素価格に関する開示を求める IFRS S2 号の定めを取り入れ、次の事項に関する情報を開示しなければならない旨を定める。

- (1) 内部炭素価格を意思決定に適用しているかどうか。
- (2) (1)において内部炭素価格を意思決定に適用している場合、その適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）
- (3) (1)において内部炭素価格を意思決定に適用している場合、温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トンあたりの価格で表す。）

また、IFRS S2 号の定めに加え、次の事項を日本版 S2 基準の規範性のあるものとして定める（基準本文に含めることを想定している。）。

- (4) (1)において内部炭素価格を意思決定に適用しており、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に適用している場合（例えば、事業によって異なる内部炭素価格を同じ投資判断目的で用いている場合）、(3)の事項を開示するにあたり、それぞれの内部炭素価格を開示しなければならない。ただし、この同じ目的に用いている内部炭素価格を範囲（最小値と最大値）で示すことができる。
- (5) (1)において内部炭素価格を意思決定に適用しており、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に適用している場合、それぞれの目的について(2)及び(3)の事項を開示しなければならない。

Ⅲ. ISSB 基準の理解

5. IFRS S2 号では、「内部炭素価格」について、次のように定義している（和訳は事務局による仮訳。以下同じ。）。

internal carbon price

Price used by an entity to assess the financial implications of changes to investment, production and consumption patterns, and of potential technological progress and future emissions-abatement costs. An entity can use internal carbon prices for a range of business applications. Two types of internal carbon prices that an entity commonly uses are:

- (a) a shadow price, which is a theoretical cost or notional amount that the entity does not charge but that can be used to understand the economic implications or tradeoffs for such things as risk impacts, new investments, the net present value of projects, and the cost and benefit of various initiatives; and
- (b) an internal tax or fee, which is a carbon price charged to a business activity, product line, or other business unit based on its greenhouse gas emissions (these internal taxes or fees are similar to intracompany transfer pricing).

内部炭素価格

投資、生産及び消費のパターンの変化並びに潜在的な技術上の進歩及び将来の排出削減コストの財務的影響を評価するために企業が使用する価格。企業は、内部炭素価格を、さまざまな事業の応用に使用することができる。企業がよく使用する内部炭素価格には、次の2種類がある。

- (a) シャドー・プライス、すなわち、理論上のコスト又は名目上の金額であり、企業はそれを請求しないものの、リスクの影響、新たな投資、プロジェクトの正味現在価値、及びさまざまな取組みの費用対効果など、経済的な影響又はトレードオフを理解するために使用することができるもの
- (b) 内部税又は手数料、すなわち、事業活動、製品ライン、又は他の事業単位に対して、温室効果ガス排出に基づいて請求される炭素価格（これらの内部税又は手数料は、企業内移転価格に類似している。）

6. IFRS S2 号では、内部炭素価格に関して次のように定めている。

29	<p>An entity shall disclose information relevant to the cross-industry metric categories of:</p> <p>企業は、産業横断的指標カテゴリーに関連する次のすべての情報を開示しなければならない。</p> <p>(f) internal carbon prices—the entity shall disclose:</p> <p>内部炭素価格。企業は次のすべてを開示しなければならない。</p> <p>(i) an explanation of whether and how the entity is applying a carbon price in decision-making (for example, investment decisions, transfer pricing and scenario analysis); and</p> <p>企業が炭素価格を意思決定に適用しているかどうか、また、適用している場合、どのように適用しているのか（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）についての説明</p> <p>(ii) the price for each metric tonne of greenhouse gas emissions the entity uses to assess the costs of its greenhouse gas emissions;</p> <p>企業が企業自身の温室効果ガス排出コストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメートル・トンあたりの価格</p>
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

IV. 事務局による分析

公開草案に対する当委員会のコメント

7. 当委員会は、内部炭素価格に関して、IFRS S2 号の公開草案に対し、主に次のコメントを行った。

- (1) 内部炭素価格については、導入企業が増加傾向にあるものの、実際に利用している企業は一部の大企業という状況であると認識している。このため、該当ある場合に内部炭素価格に関する開示を要求することが考えられる。
- (2) 内部炭素価格を使用している場合に意思決定にどのように適用しているかの説明が有用と考えられることから、企業が内部炭素価格を意思決定にどのように適用しているのかについての説明を求めることには賛成する。これらの開示は、「戦略及び意思決定」に関する開示と関連付けて開示することが有用である旨を基準上記載することが考えられる。
- (3) 企業が企業自身の温室効果ガス排出コストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメートル・トンあたりの価格については、内部炭素価格を使用している場合には適切な開示であるという意見が聞かれている一方、価格の決定方法はさまざまであり、価格の評価方法も確立されていない状況で、個社の状況が十分に考慮されずに画一的な比較や評価が行われることにより、かえって企業価値が適切に評価されないこ

とが懸念される、あるいは、当該情報は企業機密に関連する場合も想定されることから、一律に要求事項とすべきではなく、任意開示項目とすることが適切との意見も聞かれている。暗示的又は明示的のいずれの価格付けを行っているかに関する情報は有用な情報を提供する可能性があるため、内部炭素価格そのものの開示に代えて、どのように内部炭素価格が計算されているのかに関する開示を求めることを検討することが考えられる。

8. これに対し、確定した IFRS S2 号では、企業が内部炭素価格を意思決定に適用している場合に、どのように適用しているのかに関する開示を行うこととされた。IFRS S2 号の結論の根拠においても、企業が内部炭素価格を意思決定に適用していない場合には、その旨を開示することになる旨が記載されている (IFRS S2 号 BC130 項)。このため、前項(1)に記載した当委員会の懸念は解消したものと考えられる。
9. 本資料の第 7 項(2)については、確定した IFRS S2 号では明示的に対応されていない。IFRS S1 号第 21 項(b) (i)において、サステナビリティ関連財務開示内のつながりを理解できるようにする情報の提供が要求されることが明らかにされたため、企業が内部炭素価格を意思決定に適用しているのであれば、その適用方法について、「戦略及び意思決定」に関する開示と関連付けて開示することが要求されると考えられるものの、確定した IFRS S2 号には明示されていないため、日本版 S2 基準においても特段記載しないことが考えられる。
10. 本資料の第 7 項(3)については、公開草案に対するコメントを検討した際に異なる意見が聞かれたため両論併記をしたものであるが、確定した IFRS S2 号は、公開草案から変更されなかった。このため、日本版 S2 基準において、企業が温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている、温室効果ガス排出のメートル・トンあたりの価格 (IFRS S2 号第 29 項(f) (ii)) の定めをどのように取り扱うかについて、当委員会において検討を行うことが必要と考えられる。

議論の前提：用語の定義

11. 議論のための準備として、IFRS S2 号と同様に、「内部炭素価格」について、「投資、生産及び消費のパターンの変化並びに潜在的な技術上の進歩及び将来の排出削減コストの財務的影響を評価するために企業が使用する価格」として定義することが考えられる。

内部炭素価格に関する開示

12. 内部炭素価格は、TCFD¹が2021年に公表した「指標、目標及び移行計画に関するガイダンス」²（以下「指標等に関するTCFDガイダンス」という。）において示された産業横断的指標カテゴリーの1項目である。産業横断的指標カテゴリーは、金融安定理事会のタスクフォースであるTCFDにおいて、サステナビリティ関連財務開示の利用者である金融機関等が中心となって検討を行い、開示推奨項目として提言されたものである。IFRS S2号は、このTCFD提言を取り入れ、内部炭素価格の開示を求めている。
13. 内部炭素価格は、炭素税や排出量取引などのような、炭素に関する市場価格（いわゆる「外部価格」）が存在しない場合に、企業が見積った炭素価格であるとの考え方がある。このような考え方に基づく場合、将来、炭素価格に関する市場が整備された際には、当該市場において公表される市場価格を適用すれば良いため、いずれ内部炭素価格は当該市場価格に収斂され、内部炭素価格を適用する企業はなくなると考えられる。この視点からは、いずれ内部炭素価格は適用されなくなる可能性があるため、内部炭素価格に関する開示を恒久的に要求すべきではないとも考えられる。
14. しかしながら、環境対策に対する考え方や姿勢は企業によって異なると考えられ、例えば、前項における市場価格が容易に入手できるようになった場合でも、環境対策に積極的な企業は、市場価格よりも温暖化対策の実効性があると考えられている、内部における意思決定に基づく価格を設定することも考えられる³。このため、将来において炭素に関する市場が整備された場合でも、必ずしも市場価格に収斂するとは限らず、内部炭素価格に対する情報ニーズはあり続けると考えられる。
15. ここで、TCFDは2021年に公表した「気候関連財務開示タスクフォースの提言の実施」⁴において、産業横断的指標カテゴリーに内部炭素価格を組み入れた根拠を次のように示している。
 - (1) 内部炭素価格は利用者に、組織のリスク及び機会の評価と戦略のレジリエンスの妥当性に関する理解を提供する。内部炭素価格の開示は、利用者にとって、どの組織が将来の政策対応の影響を受けやすいビジネス・モデルを有しているか、また、どの組

¹ TCFDからの要請を受け、企業の気候関連開示の進捗のモニタリングを監視する責任は、ISSBが2024年より引き継ぐことが公表されている。

² https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-Metrics_Targets_Guidance-1.pdf

³ 環境省「インターナルカーボンプライシング活用ガイドライン～企業の脱炭素投資の推進に向けて～（2022年度版）」（2023年3月公表）では、現在も外部価格が公表されているものの、外部価格を活用する以外の方法もあるとされている。<https://www.env.go.jp/content/000116507.pdf>

⁴ https://assets.bbhub.io/company/sites/60/2021/07/2021-TCFD-Implementing_Guidance.pdf

織が移行リスクへのレジリエンスを確保するビジネス・モデルに適応しているかを識別するのに役立つ。

16. 一方、IFRS S2 号においては、産業横断的指標カテゴリーとして内部炭素価格に関する開示を要求する根拠は説明されていない。この開示を要求する根拠は、前項の TCFD が当該産業横断的指標カテゴリーを組み入れた根拠を引き継いでいると考えられるものの、必ずしも明示的に説明されてはいないと考えられる。

17. このように、IFRS S2 号において開示を要求する理由が必ずしも明らかではないものを日本版 S2 基準に取り入れるかどうかについては、次のとおり、我が国の関係者の意見が分かれていると認識している。

(1) 取り入れるべきとの意見

① 内部炭素価格は、我が国においても意思決定に適用する企業が増加している。経営上の意思決定に有用な情報は、主要な利用者にとっても有用な情報であるため、気候関連のリスク及び機会に関する有用な情報の開示を企業に要求することを目的とする基準を開発するとの観点からは、内部炭素価格の開示を要求すべきである。

② 必ずしも要求されている根拠は明らかではないものの、TCFD 提言及び CDP の気候変動質問書など国際的に影響のある機関や欧州などの法域が内部炭素価格の開示を推奨又は要求することによって、実際に開示を行う企業が国際的に増加している。国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするとの観点からは、内部炭素価格の開示を要求すべきである。

③ 内部炭素価格に係る開示をすべての企業に一律に求める必要はなく、内部炭素価格を意思決定に適用している場合に開示を求めればよい。開示のために企業に過度の負担がかかることはないと考えられる。

(2) 取り入れるべきではないとの意見

① 内部炭素価格は、我が国においても意思決定に適用する企業が増加しているものの、まだ一部の企業にとどまっている。実際に企業が意思決定に適用している場合には、経営者の意思決定に有用な情報であるため、開示することが有用な情報提供につながると考えられるものの、現状において、すべての企業に開示を要求することは時期尚早である。

- ② 国際的に開示している企業が増加していることは、開示を要求するかどうかを検討する際の重要な考慮要素であると考えられるものの、国際的な整合性のためだけの定めを日本版 S2 基準に含めることは適切ではないため、主たる理由とはならない。
- ③ 内部炭素価格を投資判断に用いている場合などのように、内部炭素価格が企業の意思決定に関係している場合には、商業上の機密に該当する可能性があり、一律に要求事項とすべきではない。

18. このように、我が国の関係者の意見が分かれている状況であると考えられるものの、当委員会は、原則として国際的な基準の定めをそのままの形で取り入れるとしつつも、そのままの形で取り入れないことについてコンセンサスが得られる項目については、どのような形で取り入れるのかについて検討することを開発にあたっての基本方針としている⁵。これは、ISSB が市場関係者からの要望により国際的なサステナビリティ開示基準の開発を目的として設置されたことを踏まえ、当委員会の基準開発にあたり、日本基準を包括的なグローバル・ベースラインとされる IFRS サステナビリティ開示基準の内容と整合性のあるものとするのが、市場関係者にとって有用と考えられたためである⁶。

19. このため、内部炭素価格についても、前項に記載した基本方針に従い、まずはそのままの形で取り入れることができるかどうかを検討することが考えられる。

(内部炭素価格を意思決定に適用しているかどうかを開示する定め)

20. 企業が内部炭素価格を意思決定に適用しているかどうか、また、適用している場合、どのように適用しているのかについての説明を求める IFRS S2 号第 29 項(f)(i)の定めについては、適用していない場合にはその旨を開示するのみであり、適用している場合に企業が実際に行っていることを開示するというものである。実際に企業が意思決定に適用している場合には、その内容について開示することが有用な情報の提供につながると考えられることから、取り入れることについて一定の合理性は認められると考えられる。

21. この点、本資料の第 17 項(2)で示した、取り入れるべきではないとする意見の③では、内部炭素価格が企業の意思決定に関係している場合には、商業上の機密に該当する可能性があることを懸念する意見が聞かれている。しかしながら、当委員会は、一定の条件を満たす場合、かつ、その場合のみにおいて、サステナビリティ関連の機会についての情報

⁵ 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）審議事項 A1-1「開発にあたっての基本方針」

⁶ 「サステナビリティ基準委員会の運営方針」、2022 年 11 月 24 日、https://www.asb.or.jp/jp/project/plan_ssbj.html

が商業上の機密であると判断されたときには、当該情報がサステナビリティ開示基準によって要求されており、また、当該情報に重要性があったとしても、これを開示しないことができるという IFRS S1 号の定めを日本版 S1 基準に取り入れる方向で検討を行っている⁷。このため、仮に当該定めが日本版 S1 基準において取り入れられた場合、企業内部で見積った内部炭素価格が機会に関する商業上の機密情報であると判断されたときは、日本版 S1 基準に基づき開示は要求されないと考えられる。

22. 以上を踏まえ、内部炭素価格を意思決定に適用しているかどうかを開示する定めについて、日本版 S1 基準に取り入れることが考えられる。

(内部炭素価格の数値そのものを開示する定め)

23. 一方、内部炭素価格を意思決定に適用している場合に、内部炭素価格の数値そのものを開示するという IFRS S2 号第 29 項(f) (ii)の定めを日本版 S2 基準に取り入れるかどうかについて、次の案を検討することが考えられる。

(案 A) 当該定めをそのままの形で取り入れる。

(案 B) 当該定めを代えて、内部炭素価格の計算方法に関する情報の開示を要求する。

24. 案 A は、本資料の第 18 項に記載した基本方針における原則どおりの案である。一方、案 B の根拠は、次のとおりである。

(1) 内部炭素価格の数値そのものを開示することについては、次のような懸念がある。

- ① 開示された内部炭素価格が、どのように利用者の意思決定に影響を与えるのかについては、必ずしも明らかではない。
- ② 価格の決定方法はさまざまであり、価格の評価方法も確立されていない状況で、個社の状況が十分に考慮されずに画一的な比較や評価が行われることにより、かえって主要な利用者の意思決定が適切に行われないことが懸念される。
- ③ 内部炭素価格の数値そのものの開示を要求事項とすることで、内部炭素価格を採用しづらくなり、結果として気候変動に関する取組みの進展を阻害する可能性がある。

(2) 内部炭素価格の数値そのものを開示せずとも、例えば、暗示的又は明示的にいずれの価格付けを行っているかに関する情報は有用な情報を提供する可能性がある。

⁷ 第 18 回サステナビリティ基準委員会（2023 年 8 月 3 日開催）審議事項 A1-4 「商業上の機密情報」

(3) このため、内部炭素価格の数値そのものに代えて、内部炭素価格の計算方法に関する情報の開示を要求することが適切と考えられる。

25. 内部炭素価格の数値そのものを開示することについて、前項(1)に記載した懸念が大きい場合には、案Bを採用することが考えられるものの、次項以降において検討するように、同じ目的において複数の内部炭素価格を適用している場合に、単一の数値を複数示すのではなく、範囲（最小値と最大値）を示すことができるようにすることにより、内部炭素価格を定量的に示すという点において IFRS S2 号と整合的な定めとしつつ、内部炭素価格の数値そのものを開示することへの懸念に一定程度対処することになると考えられる。

複数の内部炭素価格を適用している場合

26. 内部炭素価格は、全社で単一の目的において単一の内部炭素価格を一貫して適用する必然性はなく、例えば、同じ目的において複数の内部炭素価格を適用している場合（例えば、事業によって異なる内部炭素価格を同じ投資判断目的で用いている場合）や、複数の目的（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）で内部炭素価格を適用している場合があると考えられる。事務局が観察した限りでも、複数の内部炭素価格を開示している事例がみられた。

27. IFRS S2 号では、このように複数の内部炭素価格を適用している場合についての定めが明らかにされていない。一方、他の法域の状況は、次のとおりである。

(1) 米国（証券取引委員会による開示規則案）

複数の内部炭素価格を適用している場合、それぞれの価格及び異なる価格を用いる理由についての開示が求められる（§ 229.1502(e)(3)）。

(2) 欧州（欧州サステナビリティ報告基準）

スキームの種類に応じて適用される内部炭素価格の開示が求められており（AR63 項(c)）、複数の内部炭素価格を適用している場合の要求事項に該当すると考えられる。

また、次のような表を用いる場合があることが示されており、複数の価格についての情報を開示する例が示されている（AR66 項）。

Types of internal carbon prices	Volume at stake (tCO ₂ eq)	Prices applied (€/tCO ₂ eq)	Perimeter description
CapEx shadow price			
Research and Development (R&D) investment shadow price			
Internal carbon fee or fund			
Carbon prices for impairment testing			
Etc.			

- (3) ニュージーランド（アオテアロア・ニュージーランド気候基準第1号）及びオーストラリア（豪州サステナビリティ報告基準の公開草案）

複数の内部炭素価格を適用している場合の要求事項は、定められていない。

28. このように、他の法域の基準等において、複数の内部炭素価格を適用している場合が想定されているものがあることを踏まえると、国際的な比較可能性を大きく損なわないものとするとの観点からは、日本版 S2 基準においても、複数の内部炭素価格を適用している場合の定めを追加することが考えられる。

（同じ目的で複数の内部炭素価格を適用している場合）

29. 同じ目的で複数の内部炭素価格を適用している場合において、IFRS S2 号第 29 項(f) (ii) の定めをそのまま適用するときは、これら複数の内部炭素価格をそれぞれ開示することが考えられる。ただし、このような詳細な開示を行うことによって得られる便益は限定的となる可能性があると考えられるため、同じ目的に用いている内部炭素価格を範囲（最小値と最大値）で示すことができるとすることが考えられる。当該取扱いは IFRS S2 号で定められていないが、日本版 S2 基準において追加で定めることとしてはどうか。

（複数の目的で内部炭素価格を適用している場合）

30. 企業が内部炭素価格を適用する目的はさまざまであることが考えられるが、企業がどのような目的で内部炭素価格を適用しているのかは、利用者にとって有用な情報であると考えられる。
31. このため、内部炭素価格を複数の目的で適用している場合には、意思決定において内部炭素価格をどのように適用しているのかを開示するにあたり、代表的な目的のみを選んで開示するのではなく、内部炭素価格を適用しているそれぞれの目的について開示することが考えられる。当該取扱いは IFRS S2 号では定められていないが、日本版 S2 基準において追加で定めることとしてはどうか。

事務局による提案

32. 日本版 S2 基準において、次のことを定めることが考えられるかどうか。

日本版 S2 基準において、産業横断的指標等の 1 つとして内部炭素価格に関する開示を求める IFRS S2 号の定めを取り入れ、次の事項に関する情報を開示しなければならない旨を定める。

- (1) 内部炭素価格を意思決定に適用しているかどうか。
- (2) (1)において内部炭素価格を意思決定に適用している場合、その適用方法（例えば、投資判断、移転価格及びシナリオ分析）
- (3) (1)において内部炭素価格を意思決定に適用している場合、温室効果ガス排出に係るコストの評価に用いている内部炭素価格（温室効果ガス排出のメートル・トンあたりの価格で表す。）

また、IFRS S2 号の定めに加え、次の事項を日本版 S2 基準の規範性のあるものとして定める（基準本文に含めることを想定している。）。

- (4) (1)において内部炭素価格を意思決定に適用しており、同じ目的において複数の内部炭素価格を意思決定に適用している場合（例えば、事業によって異なる内部炭素価格を同じ投資判断目的で用いている場合）、(3)の事項を開示するにあたり、それぞれの内部炭素価格を開示しなければならない。ただし、この同じ目的に用いている内部炭素価格を範囲（最小値と最大値）で示すことができる。
- (5) (1)において内部炭素価格を意思決定に適用しており、複数の目的で内部炭素価格を意思決定に適用している場合、それぞれの目的について(2)及び(3)の事項を開示しなければならない。

V. 文案

33. 本資料における事務局提案を踏まえた日本版 S2 基準の文案イメージは、以下のとおりである。文案イメージは、日本版 S2 基準の内容に関する当委員会の審議のために作成するものであり、構成等については全体の文案を作成する段階で再度検討する予定である。なお、「¶S2.X」は参考にした IFRS S2 号の項番号を示している（これは当委員会の審議のためにのみ用いるものであり、確定した日本版 S2 基準からは削除する予定である。）。

(HP では非公表)

ディスカッション・ポイント

- ① 本資料の第 32 項に記載した事務局提案について、ご質問やご意見があればいただきたい。
- ② 日本版 S2 基準の文案イメージについて、ご意見をいただきたい。
- ③ 本論点に関して、他に検討すべき事項があればご意見いただきたい。

以 上